

緊急事態条項の創設に関する3党派合意書

日本維新の会、国民民主党、有志の会は、いかなる事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、日本国憲法への緊急事態条項の創設に向けて、以下のとおり確認した。

1. 緊急事態における議員任期延長については、実体要件、その認定手続、効果等を定めた3党派合意の条文案に基づき、憲法審査会において他党派との速やかな合意形成に努める。
2. 憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の国会機能維持のための措置や、絶対に制限してはならない人権に係る規定等の条文案については、今国会中に成案を得ることを目指す。
3. 国会機能が維持できない場合に備えた緊急政令及び緊急財政処分に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。

令和5年3月30日

日本維新の会 代表

国民民主党 代表

有志の会 代表